

播磨町移住支援事業に係る申請要件について

播磨町移住支援金の申請に当たっては、下記（１）、（２）及び（３）の全てに該当している。

（１）次に掲げる事項の全てに該当している。

	a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと。
	b 住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算とすることができ、かつ東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学の期間も対象期間に含めることができる。

（２）次に掲げる事項の全てに該当している。

	a 令和4年4月1日以後に播磨町に転入したこと。
	b 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
	c 播磨町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（３）次に掲げる事項の全てに該当している。

	a 町税等の滞納がないこと。
	b この要綱に基づく補助金を受けたことがないこと。
	c 国、兵庫県及び播磨町からこの補助金と同趣旨の補助金等の交付を受けたことがない者又は受けようとする者
	d 日本国籍を有する者である、又は外国籍を有する者であって、永住者、日本国籍を有する者の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
	e 播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第13号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び関係機関等でないこと。
	f その他兵庫県又は播磨町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

※条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。